

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 22 日現在

機関番号：14101

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23380130

研究課題名(和文) 食・農・環境の仕事おこしによる地域再生 村落共同体と市民社会の連帯の日欧比較

研究課題名(英文) Reconstruction of the community by the job creation in food, agriculture, and environmental business: Japan-Europe comparison of solidarity between a village community and civil society

研究代表者

石田 正昭 (ISHIDA, MASAOKI)

三重大学・生物資源学研究科・招へい教授

研究者番号：80144228

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,300,000円、(間接経費) 2,190,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、日欧間の比較によって、協同組合運動における農業者と労働者の連帯の可能性を明らかにすることである。日本では、異なる法制度の理由から、その連帯は簡単ではない。しかし、主要な理由は、土地と技術を持つ農業者と、農業で雇用機会を促進しようとする都市住民とが違った生活様式を持つことである。本研究は、先進事例を紹介しながら、この困難を克服する最大の要因がリーダーの能力であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is clarifying possibility of the solidarity of farmers and workers in cooperative movements by comparison between Japan and Europe. The solidarity is not easy because of a different legal system in Japan. However, main reason is that farmers who have land and technology, and the city residents who are going to promote job opportunities in agriculture have each lifestyle. This research showed that the greatest factor that conquers this difficulty is the leader's capability, introducing advanced examples.

研究分野：農学

科研費の分科・細目：農業経済学・農業経済学

キーワード：労働者協同組合 社会的協同組合 コミュニティ協同組合 社会的企業 農業協同組合 共益性と公益性 C S A

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の学術的背景としては、次の5点が指摘できる。

- (1) わが国の労働者協同組合の運動方針として“食・農・環境の仕事おこし”の全国的展開が決議されたことである。とりわけ、FEC(食料・エネルギー・ケア)の自給運動が進められるなかで、労働者と農業者との連帯が重視された。
- (2) 本研究の応募時点では、いわゆる労働者協同組合法(協同労働の協同組合法)の制定が期待されたことである。とりわけ、民主党政権が樹立され、法制化への障害が取り除かれるとの期待があった。
- (3) 農業協同組合においても、JA全国大会で食農教育、助け合い(子育て・高齢者福祉)、環境保全などから成る「JAくらしの運動」が採択され、公益への関心が高まりつつあった。また、この運動の展開に当たっては生協や労協、NPOとの連帯も視野に入れられていた。
- (4) しかし、公共性をめぐる村落共同体と市民社会との相違、すなわち閉鎖系の村落共同体(むら・農協)と開放系の市民社会(まち・労協・生協)との生活様式の相違も大きく、この両者の連帯は、以前ほどではないにせよ、数多くの困難が予想された。
- (5) しかし、農山村地域の空洞化に抗して、地域再生を図ろうとする動きが各地にみられるようになり、その先進事例を学ぶことによって都市と農村の連帯可能性が広がることが期待された。その先進的事例については、石田正昭編著『農村版コミュニティビジネスのすすめ』(家の光協会)ならびに石田正昭『ドイツ協同組合リポート 参加型民主主義 わが村は美しく』(全国共同出版)で明らかにしてきたが、本研究はこれらの著作の延長線上に位置づくものである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、主たる分析対象を農協、労協、生協という3つの協同組合の連帯に絞り、その間の結合原理の違いが緊張・競争を生み出している実態と、仮に連帯に成功している国内外の事例があれば、その成功要件は何であるかを抽出・解明することである。

その上で、研究課題は次の2点に絞ることとした。

- (1) 農協(JA)を社会的協同組合の観点から評価すること  
国際的にみて、農協(JA)が公共性(地域社会が抱える諸問題の解決)を強く意識する社会的協同組合としての要件をどのような形で、どの程度満たしているかという問題を解明する。
- (2) 村落共同体(むら・農協)と労協・生協との連帯に向けた具体的行程を明らかにすること

地域社会の再生をめざす“食・農・環境の仕事おこし”の観点から、ヨーロッパ諸国(フランス・イタリア・スペインなど)とわが国の事例をふまえて、村落共同体(むら・農協)と労協・生協とがどのような形で結ばれた場合に、連帯を永続化できるのかという問題を解明する。

なお、本研究では、この連帯の強さを、人びとの“生き方の幅の広がり”、すなわち福祉(well-being)向上への希求として捉えることとしている。

## 3. 研究の方法

「文献研究」「国内外の調査研究」「研究成果の発表」「文献研究」……、という循環的な方法を取り入れる。

なお、国外の調査研究は、当初、フランス、イタリア、スペインを予定していたが、ドイツでは社会的協同組合ないし社会的企業の取組みが公益有限会社(gGmbH)という法律形態で展開されているため、ドイツも調査対象国として含めることとした。

## 4. 研究成果

(1) 日本とヨーロッパにおける労働者協同組合、社会的協同組合の発展

産業革命を契機とする近代的協同組合運動は労働者・消費者・農業者等の連帯組織として発展してきた。ここで労働者協同組合とは、労働者による「協同労働の協同組合」という性格をもつが、この形態の協同組合は、ヨーロッパ諸国とりわけフランス・イタリア・スペインで長い歴史をもっている。本研究は、そうした労働者協同組合運動のなかでも、食・農・環境分野の活動・事業に焦点を当てるといふ特色をもっている。

わが国とヨーロッパ諸国(フランス・イタリア・スペイン)との労働者協同組合運動を比較した場合の最大の違いは、法制度面においてである。わが国では民主党政権のもとでも労働者協同組合法が制定されることはなかった。このため、労働者協同組合運動は中小企業等協同組合法、消費生活協同組合法、農業協同組合法などのもとで展開せざるをえない状況が続いている。

加えて、ヨーロッパ諸国、なかでもイタリア・フランスでは、労働者協同組合のなかから、障がい者や高齢者などの弱者救済を目的として収益事業を営む社会的協同組合が派生・進化してきた。また、その社会的協同組合のなかから地域社会の問題を地域住民が一体となって解決するためのコミュニティ協同組合も派生・進化してきた。これらの協同組合のなかには、地域社会の再生と強く結びついた食・農・環境分野での事業展開を図ろうとする組合が数多く誕生している。

こうした発展を遂げるヨーロッパ諸国に対して、労働者協同組合法をもたないわが国では、ヨーロッパと同様の発展がみられるものの、その多くは中小企業等協同組合法、消

費生活協同組合法、農業協同組合法のもとで発展しているという特徴をもつ。

(2) 協同組合(農業協同組合)による「福祉(well-being)」向上の取り組み

食・農・環境分野における農業農村の果たす役割、あるいは農業協同組合の果たす役割について、本研究は「福祉」という概念を使って統一的に分析することを提唱した。

ここで、福祉とは、アマルティア・センのウエルビーイング(well-being)の概念を適用している。

この場合の福祉=ウエルビーイングとは、個人の自由の実現としての“よりよき生活”、言い換えれば「幸福づくり」を指しているが、これは「何ができるか(行動)」「何になれるか(状態)」という2点について、選択肢が数多くあること、またその実現可能性が高いことを意味している。この「幸福づくり」については、“生き方の幅”の広がりとして捉える見方が有力である。

こうした脈絡からいうと、農業協同組合を含む協同組合の本来的な価値は、協同や協働によって、生き方の幅を広げ、その実現可能性を高めることにありと要約できる。

(3) 食・農・環境分野における労働者協同組合、社会的協同組合、コミュニティ協同組合の特徴：ヨーロッパの事例から

(1) イタリア

イタリアについては、障がい者が参加する、あるいは障がい者を雇用する農業部門の社会的協同組合の調査・分析を行った。イタリアでは、この種の協同組合はs.c.a(社会的農業協同組合)と呼ばれている。

イタリアで社会的農業協同組合が発達している理由は、障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)の能力開発もしくは自己雇用に際して、多種多様な作業から構成される農業労働・農業関連労働の有効性が強く認識されていることにある。このことは、工場労働よりも農業労働・農業関連労働のほうが、より適切な就業機会を障がい者により多く提供できることを表している。

しかし、障がい者と農業労働・農業関連労働との親和性はイタリアだけに限定されるものではなく、一般性をもつと考えるべきである。ではなぜ、イタリアで社会的農業協同組合がよく発達しているのだろうか？

その理由として、農業者が自らの農業経営の展開のなかで、社会的農業協同組合を有力なビジネスモデルとして認識していること、技術と農地をもつ農業者が弱者救済を目的とする社会的農業協同組合を設立する内発的動機をもっていること、この種のビジネスモデルを成立させるような政府財政援助が用意されていること、キリスト教の教えのもとで、「福祉」という概念が、国民的にも地域的にも幅広い層に普及・浸透していること、などを指摘できる。

この意味は、キリスト教の“隣人愛”にもとづく救済・福祉活動というのは、ただ

それだけでは弱い者、貧しい者の救済にはつながらないこと、そして、まずは本人の立ち直ろうとする強い意思が必要であり、その強い意思があってはじめて本物の救済・福祉活動が成立することを表している。つまり「お布施を与えるより、仕事を与えること」が弱者救済につながると考えられている。

なお、こうした福祉思想なり福祉理念がわが国で不足していることはしばしば指摘されているところである。

(2) スペイン

スペインにおいて社会的協同組合というのはまだ十分に発達していない。そうしたなかでワイン醸造や製糖を行う農業協同組合が、高齢者福祉や子ども教育といった地域貢献活動に注力している事例がある。このような地域貢献活動の展開は、総合農協として発展してきたわが国農業協同組合では容易に観察できるが、専門農協として発展してきたヨーロッパではそれほど容易に観察できるものではない。スペインでこのような地域貢献活動が展開されている理由は、地域社会における強い紐帯とそれのもとで成立しているリーダーシップの発揮、言い換えれば市民社会の成立に求めることができる。

一方、スペインには、有名な労働者協同組合としてモンドラゴングループがある。レイドロ報告以来、モンドラゴングループは労働者協同組合の世界的なベンチマークとされている。

われわれは、モンドラゴングループ内で流通部門の一翼を担う酪農、施設園芸、ケータリングサービスを行う労働者協同組合の調査・分析を行った。これらの労働者協同組合の特徴は、グループ内で新たな雇用機会を提供する役割のほかに、生産・加工・流通という垂直的統合のもとで農産物の付加価値を高める役割も果たしている。この垂直的統合の最後の拠点は、スーパーマーケットのエロスキである。また、これらの労働者協同組合の事業拡大に当たって、企業買収もいとわないう資本主義適応的な事業方式が導入されていることも注目に値する。

ただし、こうした事業拡大主義は、モンドラゴングループの中核的な存在であるファゴール家電の倒産(2013年)という事態を生み出したことも忘れてはならない。

(3) フランス

フランスでは、イタリアと同じように、労働者協同組合(SCOP)から社会的協同組合が派生・進化してきた。法制的には、社会的共通益協同組合(SCIC)と呼ばれているが、これは生産者・消費者・地域住民・公共団体などが出資するマルチ・ステークホルダー型(多様な利害関係者)の協同組合である。地元の農産物を扱った直売所やレストランなどを経営し、わが国でいう地産地消型の活動・事業を行っている。このような活動・事業特性を反映して、コミュニティ利益協同組合とも呼ばれている。

コミュニティ利益、すなわち地域社会の利益を最優先する協同組合であることから、イタリアのコミュニティ協同組合とほぼ同じ性格をもった協同組合であるが、このタイプの協同組合の成立要因もまた、地域社会における強い紐帯とそのもとで成立するリーダーシップの発揮、言い換えれば市民社会の成立に求めることができる。

#### (4) ドイツ

ドイツでは、すでに述べたように、社会的企業の多くは公益有限会社（gGmbH）という法律形態を採用している。日本のNPOに相当するのがフェライン（eV）であるが、そのフェラインが行う公益的活動・事業の持続性を高めるために出資や内部留保を容易にした経済組織が公益有限会社なのである。

ドイツの協同組合は共助・共益、フェラインは公助・公益という区分がはっきりしており、公益有限会社はその中間に位置する事業体として捉えられる。障がい者を雇用した地産地消型のホテル・レストラン・作業所などを経営する公益有限会社が各地で設立されている。また、公益有限会社のコンソーシアム（特定の目的のための企業連合）や公益有限会社への融資に注力するコミュニティバンクも設立されている。

ドイツの公益有限会社に共通する特徴は、ヨーロッパの社会的協同組合に共通する特徴でもあるが、事業的・商業的に成功していなければならないという点が指摘できる。言い換えれば、地域社会に成立根拠をもつと同時に、自主・自立・自助の事業体として資本主義経済に適応的な形態なり行動を取っていなければならないという制約が加わる。

#### (5) 小括

以上で述べてきたように、ヨーロッパの労働者協同組合なり社会的協同組合、あるいはコミュニティ協同組合というのは、地域社会を構成する諸個人が資本主義に対抗するために形成された組織というよりは、資本主義に適合するために形成された組織であるという特徴をもっている。

(4) 食・農・環境分野における労働者協同組合、社会的協同組合、コミュニティ協同組合の特徴：日本の事例から

すでに述べたように、わが国においては労働者協同組合というのは存在しない。したがって、その発展型としての社会的協同組合、コミュニティ協同組合というものも存在しない。しかし、実際にそのような仕組みがないのかというとそうではなく、多様な法律（各種協同組合法、NPO法、会社法のみならず、社会福祉法人、社団法人などの個別法）のもとで数多く存在している。ここでは、そうした取り組みを行う組織・団体のことをヨーロッパと同様に、「社会的企業（ソーシャルエンタープライズ）」と呼ぶこととしたい。

農協、労協、生協が関与する食・農・環境分野における「社会的企業」の特徴を整理すれば、次の通りである。

#### (1) 食・農・環境分野における協同組合間協同を成功させるための要件

ここでいう協同組合間協同とは、生協産直などにみられるような地域を超えた協同の取組みではない。一定の地域社会のなかで成立する協同組合間協同である。具体的には、生協と農協との連携による障がい者を雇用する農業生産法人や、労協と農協との連携による失業者が出資参加する農業生産法人などの取組みを指している。

この種の協同組合間協同を成功させるための要件とは、例えば農業生産法人の設立といった具体的取組みが進められる以前から、協同組合間の意思疎通が図られているという点にある。言い換えれば、農業生産法人の設立のために、協同組合間の意思疎通が新たに図られるというのではなく、もともと十分な意思疎通が図られていて、その連帯の成果として農業生産法人が設立されるという場合において、事業的・商業的な成功がもたらされるといえる。

例えば、“ハートランドひろしま”は障がい者を雇用した農業生産法人（生協ひろしまの100%出資）であるが、これが設立できたのはHJC（広島県協同組合連絡協議会）という連絡組織が以前から活発に活動し、生協と農協との意思疎通が良好であったことによるものである。農業生産法人の設立に当たって必要とされる農地、技術の提供は、これを進んで農協側が行ったとされる。

#### (2) 地域の福祉をより豊かなものにするための要件

労協による“食・農・環境の仕事おこし”の取組みでは、ミニデイサービスの一環として福祉農園を運営したり（栃木県矢板市）温泉施設で農産物直売所や地産地消レストランを運営したり（矢板市）、障がい者の職業訓練の一環としてケーキなどを製造したり（兵庫県養父市）、同じく障がい者の職業訓練の一環として耕作放棄地でナタネを生産・加工し、廃油の収集によって循環型社会を構築しよう（兵庫県豊岡市）としているが、これらは農協というよりも、地元農業者との連携のもとで農地・技術・農産物などの提供を受けているという特色をもつ。

このことは、労協による“小さな協同”と農協による“大きな協同”とが直ちに結合することは少なく、まずは農業者もしくは集落との連携のもとで労協の福祉活動・事業が開始されることを表している。

もう一つ重要な点は、食・農・環境分野に携わる労協側の特色であるが、これを実質的に切り盛りし成功に導いているのは、現地の女性たちであるという点である。つまり、福祉活動・事業を成功させるのに必要な良好な意思疎通の原動力は、地域社会のなかで成立する人間関係、とりわけ対話能力・交渉能力に長けた女性マネージャーたちの活躍に求められる。

#### (3) 労協と農協との連携が必ずしも成功し

ていない理由

しかし、労協と農協との連携が必ずしも成功していない事例も見出される。例えば、労協と農協とが連携して設立した農業生産法人（有機農園）の場合は、事業体としての要件が整っていないことによる。具体的には、農地・資金・技術・販路の確保において、十分な協力関係が構築できていない。農場の開設に当たって、お互いの思いは同じであっても、経営を永続化させるための具体的条件が整っていない。労協による農業参入（農の仕事おこし）は、その志の高さにも関わらず、個々人の農業参入の場合と同じような隘路にぶつかっているのである。

もう一つ、労協側の問題点として指摘できることは、ある事業所での農業的な取組みを支える本部機能が必ずしも十分ではないことである。食・農・環境分野への参入は、その他の事業分野への参入と比べて決して簡単なことではない。それにも関わらず、それへの備えが不十分で、マネージャーの力量に任せているところが見受けられる。

一方、農協側の問題点として指摘できることは、これを協同組合間協同で成功させようとする組織的対応がみられないことである。農協支所長の支援は得られても、それ以上の組織的な支援はなく、仮にあったとしても一般的な農業参入の場合と変わらない。

#### (4) 小括

生協と農協、労協と農協による“食・農・環境分野の仕事おこし”は、未だ萌芽的な段階にある。とりわけ農業者や農協の側からこの取組みを積極的に推進しようとする動きは乏しい。ヨーロッパの事例と比較して、農業者がこれをビジネスとして取り込もうとする動機に欠けている。

こうした状況の改善には、農協による“大きな協同”をより豊かにする取組みとして、個々人による“小さな協同”の積み重ねが不可欠であるという協同組織としての認識が重要である。具体的には、地域社会の幸福づくりの拠点として支所・支店を位置づけるとともに、そこでの組合員・組合員組織活動の活性化に注力することが必要である。

(5) 都市と農村のコンフリクトは存在するの

公共性をめぐる村落共同体と市民社会との相違、具体的には閉鎖系の村落共同体（むら・農協）と開放系の市民社会（まち・労協・生協）とのコンフリクトは確かに存在する。とりわけわが国のそれは大きい。

しかし、それが“食・農・環境の仕事おこし”に決定的な障害になっているのかというと、決してそうではない。閉鎖系の村落社会といえども、その閉鎖性は以前のままではありえず、開放系の市民社会との近接性は高まっていると考えなければならない。

このことは同時に次のことを意味している。すなわち「農地は確かに農民のものであるが、農地の利用は市民的なもの」という公

共性の理解を人びとの間に広げていくことが今後の課題であるという点である。具体的には、以下に述べるようなC S A (Community Supported Agriculture)の取組みを含めて、農業ルネサンスとしての“コミュニティ農業”（蔦谷栄一）の普及をより一層進めることが重要である。

(6) 欧州のC S Aにみる産消提携(T E I K E I)の停滞要因とその克服方向

C S Aは、村落共同体（むら側のコミュニティ）と労協（市民社会側から提示されたコミュニティ）がどのような形で結ばれば連帯を永続化できるかの具体像を示すものである。その産消主体がともに形成するコミュニティ(共同体)としてのT E I K E IとC S Aを対象とする日欧比較の結果、有機農業運動の実践形態として30年以上にわたって活動を継続してきた産消提携運動の停滞要因が以下の通り明らかとなった。

生産者と消費者が対等の関係にあるアソシエーションを目指しながらも供給者と需要者の関係を克服し得ていないこと。

安全な食品を求める社会運動体としての性格から、安心食品の流通媒体として他の事業者との競合関係に陥ってしまったこと。

以上の内的要因だけでなく、生産者・消費者の広範な組織化が困難となっている社会環境において、C S Aの形成は産消近接地域での産消提携再生の可能性を有している。特に小規模で安定的な販路を求める新規就農者には有用な選択肢となる。もともと機会費用の概念を持たない（高収入を放棄して就農することが多い）新規就農者の目的は、利益ではなく有機農業の実践そのものである。有機農業の実践を支える消費者とのつながりは、社会的関係として構築されるものである。(7)スペインのNekasareaにみるT E I K E Iモデルの可能性

日本における有機農産物の市場シェアは1%を下回り、先進国中最低水準にある。こうした市場環境にあっては消費者がどの店でも有機農産物を買えるという状態にはない。しかし、その一方で、C S Aが拡大を続ける欧米では、多くのスーパーマーケットにオーガニックコーナーが存在する。

欧州のC S Aの特徴は、コーディネーターによるプロモーションである。スペイン・バスク地方でのE H N EのイニシアティブによるNekasareaでは、複数の農場が連携し集荷・配送を野菜農家が担当するというC S Aにはみられない生産者のネットワーク化をT E I K E Iモデルと呼称している。このモデルは、今日の産消提携が陥っている停滞要因の一つである組織的制約を緩和したものであり、生産者個人の主体性を活かした団体間提携の可能性を示すものと言えよう。

(8) 倫理的消費を導く仕組みとしてのC S Aの行動基準

日欧比較によって、以下の倫理規範がCSAを成立させていることが確認された。

環境基準：有機農業(栽培プロセス)支援、有機農産物購入

人権基準：消費者主権(情報・選択肢の確保、自己決定、所得制約の克服)

地域経済基準：遠方の安全食品ではなく、近隣の信頼関係を基盤とする安心食品の購入

CSAは以上の倫理規範に基づく実践を導く仕組みであり、CSAの展望は倫理的購買と産消の近接性確保にある。

(9) 研究成果の発表について

研究成果は、「5. 主な発表論文等」に記載する通りである。このなかには商業雑誌や図書が含まれているが、これらの執筆に当たって原稿料等は受け取っていない。

また、石田正昭『農協はなにができるか 農をつくる、地域くらしをつくる、JAをつくる』農山漁村文化協会は、平成25年度「JA研究賞」を受賞した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

- (1) 石田正昭、地域の福祉は協同の力で：日欧の社会的企業の事例から、農業協同組合経営実務、査読無、69巻9号から連載(掲載確定)、2014、2-8(仮置)
- (2) 石田正昭、協同組合の共益性と公益性を問う：ヨーロッパの状況を踏まえて、農業と経済、査読無、79巻7号、2013、32-48
- (3) 波多野豪、CSAの現状と産消提携の停滞要因 スイスCSA(ACP：産消近接契約農業)の到達点と産消提携原則、有機農業研究、査読有、5巻1号、2013、21-31
- (4) 波多野豪、有機農業新規就農女性の農業観・生活観 有機農業におけるジェンダーロールと消費者との関係性、年報村落社会研究、査読有、48巻、2012、181-207
- (5) 石田正昭、促進しよう！JAの参加型民主主義(2)、月刊JA、査読無、57巻9号、2011、6-9
- (6) 石田正昭、促進しよう！JAの参加型民主主義(1)、月刊JA、査読無、57巻8号、2011、2-5
- (7) 石田正昭、市民参加による公共的サービスの共同生産、農業協同組合経営実務、査読無、66巻8号、2011、12-17

[学会発表](計4件)

- (1) 波多野豪、欧州におけるTEIKEIモデルの採用と産消提携の再評価 AMAP、ACP、GAS、Nekasarea、

第14回日本有機農業学会大会個別報告、2013年12月8日、東北大学

- (2) 波多野豪、CSAはなぜ注目されるのか：産消提携と比較して、第63回地域農林経済学会大会セッション1「食の生産と消費を結ぶ倫理の現在と未来：思想と実践から」、2013年10月20日、岡山大学
- (3) 波多野豪、産消提携の国外移転とTEIKEIモデルの再評価 スペインバスク地方におけるNekasarea活動を対象に、日本有機農業学会大会、2012年12月09日、東京農工大学
- (4) 波多野豪、産消提携の現段階とCSAの展望、日本有機農業学会社会系研究会(招待講演)、2012年07月07日、立教大学

[図書](計5件)

- (1) 波多野豪他、有機農業をはじめよう！新規就農者を地域の力に、有機農業参入促進協議会、2014、印刷中
- (2) 石田正昭、JAの歴史と私たちの役割、家の光協会、2014、103(1-103)
- (3) 石田正昭、JAはなぜ将来的な脱原発をめざすのか、石田正昭編著『なぜJAは将来的な脱原発をめざすのか』所収、2013、72(1-72)
- (4) 石田正昭、農協はなにができるか 農をつくる・地域くらしをつくる・JAをつくる、農山漁村文化協会、2012、302(1-302)
- (5) 石田正昭、協同組合の独自戦略としての参加型民主主義、増田佳昭編『大転換期の総合JA』所収、家の光協会、2011、19(120-138)

[その他]

ホームページ

<http://jaef.la.coocan.jp/coop/>

(ようこそ“協同の世界へ” 石田正昭のホームページ)

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

石田 正昭 (ISHIDA, Masaaki)

三重大学・大学院生物資源学研究科・招へい教授

研究者番号：80144228

(2) 研究分担者

波多野 豪 (HATANO, Takeshi)

三重大学・大学院生物資源学研究科・教授

研究者番号：30249370